

佐賀県こども施策実行計画（案）

令和〇年〇月 佐賀県

目次

第1章 はじめに

| | |
|-----------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |

第2章 計画の基本的な方針と推進体制

| | |
|------------------------|---|
| 1 こども施策に関する方針 | 3 |
| 2 計画の基本施策と目指す方向性 | 4 |
| 3 計画の推進体制 | 4 |
| 4 達成状況の点検及び評価 | 4 |

第3章 具体的な施策展開

| | |
|---|----|
| 1 高い志と佐賀への誇り、やさしさを持った骨太な子どもの育ちを応援 | 5 |
| (1) こどもたちが骨太で健やかに学び育つ環境づくりの推進 | 5 |
| (2) こども・若者、子育て家庭への支援の充実による子育てを応援する気運の醸成 | 9 |
| (3) 幼児期の教育・保育等の推進 | 11 |
| (4) 総合的な放課後対策の推進 | 15 |
| (5) 地域における子育て支援の充実 | 16 |
| (6) 有害情報や犯罪、災害等からこどもを守る取組 | 17 |
| 2 困りごとがある子どもや若者、その家庭に寄り添った支援 | 20 |
| (1) 児童虐待防止対策の充実 | 20 |
| (2) 社会的養育体制の充実 | 21 |
| (3) 妊娠・出産、子育てに不安を抱える妊産婦や小児慢性特定疾病児童等への支援 | 26 |
| (4) 特別な配慮を必要とする子ども・若者施策の充実 | 27 |
| (5) 困りごとがある子ども・若者とその家族への支援 | 28 |
| (6) ひとり親家庭の自立支援の推進 | 32 |
| (7) こどもの貧困対策の推進 | 34 |
| 3 自らが進む将来のライフプランを叶える環境づくり | 37 |
| (1) 若い世代が描くライフプランを応援 | 37 |
| (2) 妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援 | 39 |
| (3) 母子の疾病的早期発見・早期治療による、障害や疾病の重症化の防止 | 40 |

計画の根拠となる各法律等の概要

第Ⅰ章 はじめに

I 計画策定の趣旨

人やモノ、情報などが国境を越えて世界経済が一体化するグローバリゼーションの進展、先の見通せない国際情勢、急速なAIの進化など、近年、こどもたちやその家庭等を取り巻く状況は大きく変化しています。

そのような時代だからこそ、自分のことを自分で決め、未来を切り拓いていけるよう骨太に育つことが求められています。置かれている環境にかかわらず、こどもたちがありのままの自分を受け入れ、大切に感じられるよう、周りの大人がこどもたちの多様な人格や個性を尊重し、温かい目で支えていくことが大切です。

県では、「佐賀で楽しく子育てしてほしい」、「佐賀のこどもたちに骨太で健やかに育ってほしい」との想いで、^{たいけん}子育てしだ県“さが”プロジェクトに取り組んでいます。

こどもたちに様々な体験や教育を受ける機会を提供し、その過程でいろいろな人と関わり、トライアンドエラーを重ねることで、豊かな感受性や人を想うやさしさ、そして高い志と佐賀への誇りを育む環境づくりを推進しています。

また、地域や学校、企業等と連携しながら、佐賀で育ったこどもたちが佐賀の未来を担う存在として活躍でき、さらには、結婚や出産を希望する人に出会いの機会を提供したり、妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた取組を進めています。

一方、国では、令和5年4月にこども家庭庁が創設されるとともに、こども基本法が施行されました。同年12月には、こども施策の基本的な方針等を定めたこども大綱と、「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を3つの基本理念とするこども未来戦略が制定されました。

こうした動きを踏まえ、県では、佐賀県のこども施策全般を体系的にまとめた「佐賀県こども計画」を策定し、佐賀で生まれ育つこどもたちが笑顔で健やかに暮らし、安心して子育てができる社会の実現に向け取り組んでいきます。

2 計画の位置づけ

県のこども施策全般を「佐賀県こども計画」として体系的にまとめ、その中から重点的に行うものなどを子育てし大県“さが”プロジェクトとして取り組みます。

佐賀県こども計画のうち、こども施策への県の想いを「こども施策に関する方針」として示し、具体的な施策を「こども施策実行計画」にまとめ、取り組んでいきます。

なお、こども施策実行計画は、こども基本法、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、子ども・若者育成支援推進法、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針、母子及び父子並びに寡婦福祉法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、都道府県社会的養育推進計画策定要領に基づく7つの計画を一体のものとして策定します。



3 計画の期間

当計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

第2章 計画の基本的な方針と推進体制

I こども施策に関する方針

ひとり ひとり かがや そんざい
こどもは一人一人が輝く存在

あら ちょうせん とき しっぱい
新たなことに挑戦し、時には失敗してもいい
ひと かか たが そんちょう
人と関わり、お互いを尊重し
けいけん
いろんなことを経験しながら
みらい すず
こどもたちは未来へ進んでいきます

ふあん なや こま かか
不安や悩み、困りごとを抱えたときも
まわ おとな あたた まなざ みまも
周りの大人の温かい眼差しに見守られながら
まえ む せいちょう しゃかい おも
前向きに成長できる社会にしていきたいと思います

みづか すす しょうらい ゆめ きぼう おうえん
そして、こどもたちが自ら進む将来への夢や希望を応援していきたい

さがけん あたた ひと ひと むす ちいき きずな
佐賀県には温かい人ととの結びつきや地域の絆があります
さが そだ おも
「佐賀で育ってよかったです」と思える
さがけん つく
そんな佐賀県をみんなで創っていきましょう



2 計画の基本施策と目指す方向性

こども施策に関する方針を踏まえ、ライフステージに応じた3つの基本施策を掲げます。



【重点指標】

- ① 「将来の夢や目標を持っている」ことに肯定的な回答をしたこどもの割合の増加を目指す
- ② 子育てし大県“さが”の認知度を向上させる

3 計画の推進体制

県は、計画にかかる項目について、市町と情報共有、連携して進行管理等を行います。

また、毎年度、計画に基づく施策の実施状況等について取りまとめ、佐賀県こども施策推進協議会に報告します。

4 達成状況の点検及び評価

佐賀県こども施策推進協議会において、評価や意見交換を行い、県はその結果を公表します。また、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第3章 具体的な施策展開

I 高い志と佐賀への誇り、やさしさを持った骨太な子どもの育ちを応援

こどもたちの気持ちや意見を大切にし、自分で決めて、挑戦する気持ちをみんなで応援し育てていきます。

現状・課題

それぞれ個性を持ったこどもたちが自らの意思で未来へ進んでいくために、周りにいる大人がこどもたちを応援し、温かく見守っていくことが大切です。

そのために、関係団体の協力を得ながら、こどもたちの健やかな育ちにつながる取組を実施していく必要があります。

県内の小学校以下の児童数は減少傾向にありますが、核家族化や共働き家庭の増加などにより、保育や放課後児童クラブを取り巻く状況は厳しいものとなっています。これまで施設整備や人員確保等に取り組んできましたが、特に保育人材の確保が急務となっています。保育人材の確保に際しては、働く環境の向上等を通じて、保育の質を上げていくことが重要です。

また、スマートフォンや SNS の利用をきっかけに、こどもたちが様々な犯罪に巻き込まれるケースが増えています。そうしたことからこどもたちを守るため、更なる取組が必要となります。

(I) こどもたちが骨太で健やかに学び育つ環境づくりの推進

こども一人一人を大切にしながら、学校や企業、CSO¹、市町などと連携し、様々な遊びや体験、交流活動、活躍できる機会づくりを行うなど、こどもたちが骨太で健やかに学び育つ環境づくりを推進します。

①こどもを一人の人間として尊重する意識の向上

こどもたちの多様な人格や個性を尊重し、その権利を保障し、こどもの今と未来に向けた最善の利益を図ります。

・こどもの権利に関する意識啓発

こどもたちが安心して成長していくために、こどもやこどもに関わるすべての大人を対象に、こどもの権利に関する研修等を実施し、こどもたちの成長につなげられるように取り組みます。

・こどもの意見を聴く取組と社会参画の促進

¹ Civil Society Organizations(市民社会組織)の略で、NPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体も含めて「CSO」と呼称。

こどもたちが安心して自分の意見を言える機会があり、また意見を聞いてもらえることが、こどもたちの成長につながり、社会参画の意識を高めることになることから、意見形成の支援と意見を言いやすい環境づくりに取り組んでいきます。

②人に寄り添い、人を大切にする心の育成

地域や学校での様々な場面で、人権の重要性を学びあうことを目的として作成した研修資料をホームページに掲載するなどして、その活用を促進し、人に寄り添い、人を大切にすることもたちの豊かな心を育成します。

また、インターネットの急速な普及など社会情勢の変化に伴い、各種人権課題が複雑化、多様化している昨今、すべてのこどもたちに差別をしない判断力と差別をなくす行動力を育み、自分らしく生きていくための教育・啓発の充実に努めます。

③郷土への愛着や誇りを持ったこども・若者の育成

ふるさと佐賀への誇りや愛着を持ち、将来社会に出て、地域で活躍できるこども・若者の育成を図っていくことが重要です。

そのため、県内のことどもに様々な体験の場を提供し、学ぶきっかけをつくるとともに、地域に加え、学校や CSO、県内企業等との連携を推進し、“志”を持ったこども・若者の育成を図ります。

また、学校教育において、児童生徒がふるさと佐賀への理解と愛着を深め、そのよさを実感し、将来にわたり誇りと自信を持つことができるよう、さがを誇りに思う教育を推進します。

④学校等における育成支援

児童生徒一人一人が、高い志と理想を持って、困難に立ち向かい克服していくための力である生きる力を育むために、確かな学力、豊かな心、健やかな体のいわゆる知、徳、体の三つの要素をバランスよく育むとともに、自己の持つ個性と能力を最大限に発揮し、様々な可能性を伸ばしていくことが重要です。佐賀県教育施策実施計画に基づき、心身ともにたくましい人材育成を推進します。

⑤多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

遊びや体験活動は、豊かな人間性と自ら学び、考える力などを育みます。遊びや体験、活躍できる機会をつくることで、こどもたちが成長し、自らの可能性を広げ、夢に向かって志を持つことにつなげます。

・こどもの成長につながる遊びや体験の推進

こども・子育て施設での遊びの場の提供や、佐賀の豊かな自然を活かした自然体験活動、文化芸術体験、職業体験などにこどもたちが参加できるよう、機会の創出や情報提供を行うなど、体験活動を推進します。

・地域で体験・交流活動の活性化

地域におけるこども・若者の育成力を向上させるため、関係団体を支援し、地域で実施する体験・交流活動の活性化を図ります。

⑥地域でこども・若者を育む環境づくりの推進

身近な地域でこどもたちが安心して暮らしていけるよう、地域、CSO、関係機関と一緒にあって、子どもの育ちを支えます。

・読書活動の推進

県立図書館における新刊児童書全点購入により、子どもの読書環境の充実を図るとともに、子どもの発達段階（乳幼児期、小学生期、中学生期、高校生期）に応じ、地域・家庭・学校と連携して、読書への関心を高め、読書習慣の形成を図ります。

・地域における子どもの居場所づくりの推進

地域で子どもの居場所づくりに取り組まれている団体や地域貢献を希望する支援者との情報連携や協力体制といった地域ネットワークを構築し、民間主導で継続できる体制づくりを行うことで県内の子どもの居場所の充実を図ります。

・地域における相談体制の充実・周知

子ども・若者が困った時や悩んだ時にいつでも相談できる窓口や支援体制を構築するとともに、子ども・若者が知りたい情報を得ることができ、必要な支援を受けられるよう、相談窓口の周知をしていきます。

また、関係機関・団体や地域のCSO等とも連携して取り組んでいきます。

⑦グローバル社会を自ら切り拓いていくこども・若者の育成

多様な文化や価値観を理解し、主体的に行動できる人材を育成します。

・国際社会で活躍する人材育成

国際的な視野や外国語によるコミュニケーション能力を身に付けるための体験的活動を推進・支援します。

また、異なる文化を持つ人々を受入れ、共生することができる意識の醸成や能力の育成を図ります。

・次世代を担うリーダーの養成

日本のみならず世界で活躍できる人材を育成するため、次世代リーダーとしての素養形成を目的としたセミナーに参加する高校生への支援を行うとともに、佐賀への誇りや愛着の醸成を図ります。

⑧こどもたちへの食育の推進

家庭や社会の中で、こども一人一人の"食べる力"を豊かに育むための支援づくりを進め、楽しく食事をする中で良い食習慣が身に付くよう、こどもへの食育の取組を推進していきます。次世代を担うこどもたちの健全な育成のため、学校、保育所等、家庭、地域における食育の充実を図ります。

・食育現場における取組の推進

県内の消費者・生産者・教育・社会福祉・医療・CSO等の関係団体、企業及び行政機関で組織する「食育ネットワークさが」等、食育を推進する関係者との連携や情報を共有し、家庭や地域等での食育現場における取組の充実を図っていきます。

・保育所等における食育の推進

保育所、認定こども園については、県の条例で、食育を推進するために、食育推進計画を策定するとともに、食育推進担当者を配置することを求めていきます。

引き続き、保育所や認定こども園に対してこれらの取組の実施・充実を図るとともに、幼稚園に対しても、同様の取組を促していきます。

⑨子どもの健康の保持、増進

こどもたちが今と将来にわたって健やかに成長していくために、子どもの頃からの健康の保持と増進を図ります。

・身体活動の推進

こどもや若者、子育て世代から高齢者まで、歩くことにより健康増進や生活習慣病の予防・改善を図り、さらに、歩くことで人的交流が盛んになり、地域のコミュニティ保持やまちの賑わい創出など、地域の活性化につながることを目指すため、歩くライフスタイルを推進していきます。

・将来的な胃がん発症リスクの低減

こどもたちの将来的な胃がん発症リスクを低減するため、中学3年生を対象としたピロリ菌検査及び除菌治療を推進します。

・子どものむし歯予防

歯質を強化するフッ化物洗口は、幼少期から中学生頃まで継続して実施することで生涯にわたるむし歯予防が期待できるため、保育所・幼稚園・認定こども園・学校等に対してフッ化物洗口の効果や安全性についての正しい情報を提供し、実施及び継続しやすい環境をつくります。

⑩性に関する指導の推進

子どもの豊かな人間形成をめざし、児童生徒が性に関する正しい知識を習得して、望ましい人間関係を構築できるよう、大学や県医師会等の関係機関と連携し、学校における性に関する指導の推進を図ります。

(2) こども・若者、子育て家庭への支援の充実による子育てを応援する 気運の醸成

こども・若者の育成支援や子育て家庭への支援の充実を図るとともに、県民が子育てを応援する機運を醸成します。

①こども施策の情報発信の強化

子育てし大県“さが”プロジェクトで実施する支援制度や各種事業について、SNSでの情報発信を軸に、ポータルサイトの運営や子育て情報の提供、子育てイベントの開催等、様々な場面や媒体を通じて広く情報発信することで必要な情報を確実に届け、子育て家庭が様々なこども施策を活用できるよう、取り組んでいきます。

②子育て応援の店の推進

子育て中の家庭に対し、店舗や事業所等が商品の割引や特典の付与等を行う「子育て応援の店」事業の取組を推進し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、社会全体で子育てを支援するといった機運の醸成を図っていきます。

③子育てしやすいまちづくりの推進

子育て当事者の視点から地域における子育てしやすいまちづくりを推進します。

・さがすたいいるの推進

お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など、みんながしぜんに支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいいる」を広めています。

県内の小・中・高等学校等において障がいのある方等を講師に迎え、まちなかで感じる困りごとについての講話や、車椅子体験等を通じて、ハード面のバリアフリーと人によるサポートの両方の大切さを学ぶ「さがすたいいる出前講座」を実施するとともに、誰もが安心して出かけられるように、「さがすたいいるウェブサイト」において、「あると便利」「利用しやすい」と感じもらえるお店の設備やスタッフのサポート情報等を広く発信していきます。

・パーキングパーミット制度の推進

妊産婦を含む歩行困難な方にパーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)を交付し、公共的施設に身障者用駐車場を確保することにより、誰もが安心して生活できる環境づくり

に取り組みます。

また、車椅子ユーザー以外の歩行困難者のために協力施設の出入口近くに確保したパーキングパーミット専用の一般駐車場「プラスワンスペース」の設置を進めていきます。

④子育て家庭に対する経済的負担の軽減

安心してこどもを育てることができるよう、教育や子育ての経済的な負担軽減に努めます。

・こどもの医療費助成

こどもの医療の確保を図るとともに疾病の早期発見や早期治療により、障害の発生や疾病的重篤化を防ぎ、受診回数の多い時期の保護者の経済的負担を軽減するため、こどもの医療費助成事業を行っていきます。

・多子世帯の負担軽減

保育所や幼稚園、認定こども園を利用する多子世帯の3歳未満の乳幼児については、一定の条件の下、利用者負担が軽減されることを広く周知し、経済的負担を理由に出産等をためらっている世帯の不安解消につなげていきます。

・授業料減免などによる教育費の負担軽減

公立、私立に関わらず、高等学校の生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金支給の円滑な実施に努めます。

また、入学手数料等の減免や非常災害により被災した世帯を対象とした授業料減免、低所得世帯を対象とした奨学給付金の支給など、高校生の教育費負担軽減を引き続き図っていきます。

・就学支援のための育英資金

人材育成を目的として、経済的理由により修学が困難な高校生等の支援を図るため、育英資金を必要な人に必要な額を貸与します。

⑤男性の家事、子育て参画

男性の家事、子育て参画及び育児休業取得を促進し、夫婦が共に家事、子育てを担う意識の啓発や機運の醸成を図るため、啓発冊子の配布やセミナー・ワークショップの開催等に取り組んでいきます。

⑥ワーク・ライフ・バランスの推進

労働時間短縮促進事業を実施するなどの啓発活動を行い、国、企業、関係機関と一体となってワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

⑦子育て応援宣言事業所の拡充

子育て支援に積極的に取り組む企業等を県のホームページで紹介することなどにより、子育てと仕事の両立に対する事業主の意識を高め、企業等の子育て支援の取組を促進していきます。

(3) 幼児期の教育・保育等の推進

乳幼児時期からの安定した保育環境や居場所を持ち、信頼できる保育者の元で豊かな遊びや体験ができる教育・保育環境の提供ができるよう、子育て支援事業の充実や保育人材の確保・質の向上を推進します。

また、こどもが家庭内とは異なる経験をしたり、家族以外の人と関わったりするなど、社会全体で子育てを支援していくことで、こどもと保護者が良好な関係を築いていけるよう支援します。

①保育者的人材確保及び質の向上

< 人材の確保 >

保育者的人材確保のため、賃金改善を含めた待遇改善や働きやすい職場環境づくり、保育士養成施設や大学、関係団体と連携した保育の魅力発信等に取り組みます。

また、きめ細かな就業マッチングや保育士修学資金・就職準備金の貸付等を実施し、潜在保育士の再就職を支援します。

■特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数(人)

※12/19 時点暫定値

| | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育士・保育教諭 | 4,367 | 4,436 | 4,501 | 4,551 | 4,584 |
| 幼稚園教諭 | 1,455 | 1,478 | 1,500 | 1,516 | 1,528 |

※ 計画期間内における利用児童数の増加により、今後新たに確保が必要となる幼児教育・保育従事者の見込み数

< 保育者の質の向上 >

保育者が、こどもを主体とした多様な遊びや体験を通して質の高い幼児教育・保育を提供できるよう、関係機関と連携した上で、地域や教育・保育施設等の実情・課題に応じた研修を実施するほか、認可外保育施設に対しても、従事者に対する研修や特別支援保育にかかる補助等を実施します。

②幼児期の教育・保育の一体的提供

| 認定こども園の普及にかかる基本的考え方

地域の保育ニーズや幼稚園・保育所等の個々の施設が目指す方向性を踏まえ、認定こども園へ円滑に移行できるよう支援を行います。

2 認定こども園への移行に対する支援

市町子ども・子育て支援事業計画（以下「市町計画」という。）に沿った提供体制が確保されるよう、施設整備にかかる国庫補助制度について周知を図るほか、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有の促進や、移行を目指す施設に対する情報提供・相談対応等を行います。

【数値目標】

■認定こども園の目標設置数及び設置時期（累計）

※12/19 暫定値

| 現状 (2024年) | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 89 | 92 | 93 | 93 | 93 | 93 |

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等にかかる基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有するものであり、また、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、事業の実施主体である市町と十分に連携し、市町計画が円滑に実施されるよう支援をしていきます。

4 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

地域型保育事業は、原則として満3歳未満のこどもが対象であることから、満3歳以降についても引き続き教育・保育の提供が受けられるよう、市町が積極的に関与し、円滑な連携が図られるよう支援します。

③認定こども園、幼稚園及び保育所等と小学校等との連携

幼児期の教育・保育と児童期の教育を円滑に接続するため、市町や教育委員会と連携して、以下の取組を推進します。

- ▶ 教育・保育施設と小学校等がお互いの教育・保育の内容や指導方法を学びあい、相互理解を深め、指導方法の工夫や改善を行う
- ▶ 職員研修などの機会をとらえて小学校教育との円滑な接続について重要性を発信
- ▶ 幼児・児童の交流活動を充実させる環境づくり

④外国につながるこどもや保護者への支援

外国につながるこども（外国籍のこども、外国にルーツがあるこども）が増えていることを踏まえ、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施、保護者との円滑な意思疎通の支援など、こうしたこどもたちが円滑に教育・保育等を利用できるよう、必要な支援を検討し、実施します。

⑤医療的ケア児、特別な配慮を必要とするこどもへの支援

県全域や各障害保健福祉圏域における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が協議して連携しながら、支援の検討・実施・充実に取り組みます。

また、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもが必要な幼児教育・保育を受けることができるよう、市町と連携し、幼稚園、認定こども園及び保育所における従事者の追加配置を支援します。

⑥保育所や認定こども園の認可・認定を行う需給調整

幼児教育・保育の量の見込み、提供体制の内容及び実施時期を定める単位であり、保育所や認定こども園の認可・認定を行う際の需給調整の判断基準となる「区域」を設定することとされています。

この区域については、実施主体である市町が、それぞれの区域内で自らが定めた計画に基づき、管内の教育・保育施設間の利用調整を図りながら、地域ごとの保育ニーズ等を踏まえた幼児教育・保育を行っていることから、地域の実情に基づいた判断ができるように、各市町計画において設定された区域と同一の設定とします（1市町1区域）。

⑦子ども・子育て支援に係る量の見込みと提供体制の確保

幼児教育・保育の量の見込み、提供体制の内容及び実施時期については、広域利用も含めて設定された市町計画の数値を、県の設定区域・年度・子どもの認定区分ごとに集計し、下記のとおり定めることとします。

■量の見込みと提供体制の確保方策(人)

※12/19 暫定値

| 区分 | | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 |
|------|----|---------|--------|--------|--------|--------|
| 3歳以上 | 教育 | 量の見込み① | 4,996 | 4,807 | 4,634 | 4,448 |
| | | 確保方策 ② | 6,522 | 6,551 | 6,430 | 6,412 |
| | | 過不足 ②-① | 1,526 | 1,744 | 1,796 | 1,964 |
| | 保育 | 量の見込み① | 14,422 | 13,962 | 13,477 | 12,943 |
| | | 確保方策 ② | 15,036 | 14,953 | 14,812 | 14,742 |
| | | 過不足 ②-① | 614 | 991 | 1,335 | 1,798 |
| 1・2歳 | 保育 | 量の見込み① | 8,015 | 7,818 | 7,809 | 7,709 |
| | | 確保方策 ② | 8,728 | 8,713 | 8,682 | 8,623 |
| | | 過不足 ②-① | 713 | 895 | 873 | 914 |
| 0歳 | 保育 | 量の見込み① | 2,139 | 2,109 | 2,077 | 2,052 |
| | | 確保方策 ② | 2,741 | 2,747 | 2,725 | 2,716 |
| | | 過不足 ②-① | 602 | 637 | 648 | 664 |

地域のニーズに応じて質の高い幼児教育・保育が適切に提供されるよう、市町と調整しながら認定こども園等の認可・認定を行うなど、地域における教育・保育の提供体制の確保を支援します。

また、待機児童対策については、保育者の確保を喫緊の課題として取り組むほか、県と市町で構成する待機児童対策協議会において、県と市町が緊密な連携のもと、待機児童の解消に努めています。

【数値目標】

■保育が必要な未就学児の待機児童数(4月1日)(人)

※12/19 暫定値

| 現状 (2024年) | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 6 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑧県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

<基本的考え方>

県は、保育所や各種認定こども園設置に関する申請があり、基準を満たしている場合は、原則として認可・認定を行いますが、子どもの認定区分ごとに、県区域における教育・保育施設の利用定員の総数が、佐賀県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「県計画」という。）で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになると認める時は、認可・認定を行わないことがあります。

なお、当面の間、事業開始希望年度の県区域における教育・保育施設の利用定員の総数が需要を上回る場合であっても、翌年度の必要利用定員総数を考慮のうえ、判断します。

<市町計画に定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請にかかる需給調整>

市町計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業の整備を行っている間に、計画に定めていない者から認可・認定の申請があった場合は、その整備により確保される利用定員数を含めた供給量と必要利用定員総数（需要量）を比較し、必要に応じて需給調整を行うこととします。

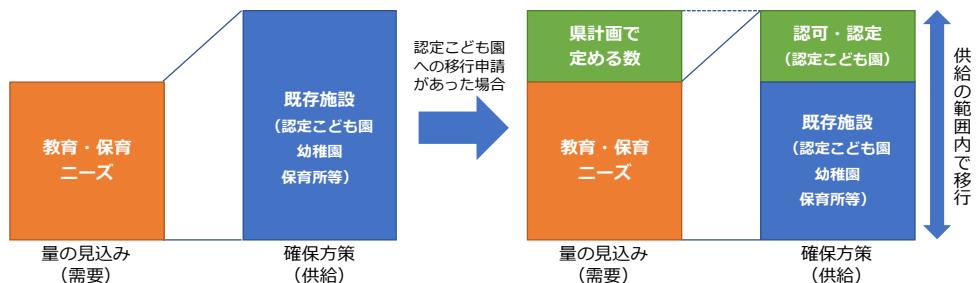
ただし、待機児童が発生しているなどの場合には、市町の意見も踏まえ、その都度認可・認定の是非を判断します。

<幼稚園又は保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整>

認定こども園は、保護者の就労状況に柔軟に対応できるとともに、地域における子育て支援の拠点としての役割も担う施設であることから、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所があり、認可・認定基準を満たす場合は、供給が必要を上回っている

地域においても認可・認定を行えるよう、県計画で定める数を設定し、県の設定区域ごとの量の見込みに加えます。

【認可・認定のイメージ図】



(4) 総合的な放課後対策の推進

市町と連携し放課後児童クラブの量の確保・質の向上を図りながら、放課後児童支援員の確保に向けた支援を行うとともに、放課後子供教室²を整備・充実させます。

①放課後児童クラブに係る量の見込みと提供体制の確保

放課後児童クラブの利用児童数の量の見込み、目標整備の内容及び実施時期について、市町計画の数値を年度ごとに集計し、以下のとおり定めることとします。

■量の見込みと提供体制の確保方策(人) ※12/19 暫定値

| 区分 | | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 |
|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 児童数 | 量の見込み① | 11,541 | 11,326 | 11,011 | 10,722 | 10,295 |
| | 目標整備量② | 11,771 | 11,919 | 12,012 | 11,836 | 11,590 |
| | 過不足 ②-① | 230 | 593 | 1,001 | 1,114 | 1,295 |

②放課後児童クラブの整備、人材確保及び質の向上

放課後児童クラブの利用ニーズは年々増加傾向にあり、一部の市町では待機児童が発生しています。このため、県としては就職説明会などの人材確保の取組を行うとともに、支援員の待遇改善や放課後児童クラブの新設・改修の補助制度を積極的に活用してもらうよう、市町に働きかけていきます。

また、アドバイザーが放課後児童クラブを巡回し、安全計画の策定・実施など放課後児童クラブの安全安心な運営への助言・指導を行うとともに、放課後子供教室も含めた活動内容の充実を図るために研修を行い、質の向上を図ります。

² こどもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

【数値目標】

■放課後児童クラブを利用できなかった児童数(人)

| 現状 (2024年) | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 152 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③放課後子供教室の充実

放課後子供教室については、地域の大人や団体が連携・協力して、放課後や週末に様々な体験活動や学習活動に取り組めるよう、支援していきます。

④放課後児童クラブと放課後子供教室の連携推進

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学校と連携しながら放課後児童クラブ及び放課後子供教室の校内交流・連携を実施する「放課後児童対策パッケージ」に取り組んでいきます。

そのためにも、放課後児童クラブ担当部署と放課後子供教室担当部署の連携が図られ、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室の地域学校協働活動推進員等の情報交換や情報共有、学校施設の活用が十分に行われるよう、市町の運営委員会の活性化を促すとともに、未実施の市町には実施に向け働きかけていきます。

また、放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流・連携が図られるよう、研修の充実等に取り組んでいきます。

(5) 地域における子育て支援の充実

子育てにおける地域の多様なニーズに対応するため、市町と連携しながら子育て支援の充実に取り組みます。

①地域の多様なニーズに対応する子育て支援

地域の多様なニーズに対応する次の子育て支援について、市町と連携しながら以下のサービスの充実を図ります。

▶ 利用者支援

母子保健や子育て支援等のサービス等を利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等の支援を行う

▶ 地域子育て支援拠点

子育て中の親子の交流、子育て相談等を行う公共施設や保育所等の地域の身近な場所

▶ 乳児家庭全戸訪問

すべての乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対する適切なサービス提供を行う

▶ **ファミリー・サポート・センター**

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う

▶ **一時預かり**

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かりを行う

▶ **延長保育**

11時間の開所時間を超えて保育を行う

▶ **病児・病後児保育**

病院・保育所等付設の専用スペース等で、看護師等が地域の病児や病後児の保育を一時的に行う

②こども誰でも通園制度³の円滑な実施

子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境が整備されるよう、県内における制度の円滑な実施に向けて市町とともに取り組むことにより、子育て家庭に対して、働き方やライフスタイルの多様性に応じた支援を行っていきます。

③家庭教育への支援の充実

保護者が家庭において子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を支援します。

各市町における家庭教育に関するセミナー等の学習機会や子育てに関する情報提供をするほか、相談体制の構築、地域の子育て支援グループや地域人材、児童・民生委員、保健師、母子保健推進員、学校、教育委員会等関連機関との連携を推進します。

(6) 有害情報や犯罪、災害等からこどもを守る取組

情報化が進展する中でインターネットの適正利用の普及啓発や、有害情報・犯罪被害、また、近年被害が増加している自然災害や感染症等からこどもを守る取組を行います。

①こどもを取り巻く社会環境の健全化の推進

こどもが健やかに成長できる環境づくりを推進するため、有害図書や有害玩具類の規制を行うとともに、店舗における有害図書等の区分陳列や適切な販売に対する点検等、市町と連携して取り組んでいきます。

³ 保護者の就労有無や理由を問わず、6か月～満3歳未満の未就園児（企業主導型保育事業所に通っているこどもは除く）が保育施設等を時間単位で利用できる制度。

②こどもが安心してインターネット等を利用できる取組の推進

情報社会において、こどもを犯罪の被害者や加害者にしないために情報リテラシーを習得することを支援し、インターネット上に書き込まれる不適切な内容を監視し、学校を通じて生徒への改善指導を行う「ネットパトロール」を実施します。

また、ペアレンタルコントロール⁴を推進し、その実効性を高めるように取り組んでいきます。

③こども・若者が犯罪の被害に遭いにくいまちづくりの推進

県や市町、県民や事業者等が連携して犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを実現するため、第3次佐賀県防犯あんしん計画を策定しています。

同計画に基づき、

- ▶ 犯罪の防止のための自主的な活動の促進（防犯情報等の提供）
- ▶ 学校等における児童等の安全確保等
- ▶ 犯罪の防止に配慮した環境等の整備
- ▶ 犯罪被害者等に対する支援

等を柱とした各種取組を推進します。

④こども・若者への性犯罪・性暴力対策

こども・若者への加害の防止、相談・被害申告への対応、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等に取り組んでいきます。

また、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みの導入を推進します。

⑤喫煙・飲酒・薬物乱用を防止する活動の推進

未成年者の喫煙や飲酒を防止するため、関係機関等と連携して、街頭キャンペーンを実施するなど、啓発活動を行います。

また、薬物乱用を防止するため、関係機関等と連携しながら、薬物乱用防止教室の実施や薬物乱用防止講演会の開催など、啓発活動を行います。

⑥災害・感染症対策

近年被害が増加している自然災害等の発生に備え、保育所や幼稚園、認定こども園や学校、放課後児童クラブ等において、適切な避難確保計画が作成され、計画に基づく訓練が実施されるよう、必要な支援を行うとともに、指導監査時等に定期的な確認と指導を行うよう努めます。

また、感染症の発生に備え、県や市町、各施設と連携し、感染症予防と蔓延防止対策に努めます。

⁴ 保護者が子どものライフサイクルを考え、その発達の程度に応じてインターネット利用を適切に管理すること。子どもの情報発信を契機とするトラブル防止を含むものであり、方法としては、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）や、非技術的手段（親子のルールづくり等）がある。

いつ発生するか予測できない自然災害や感染症等に対応していくため、保育所や幼稚園、認定こども園や学校、放課後児童クラブ等の間で、平時からの関係構築の促進に努めます。

2 困りごとがある子どもや若者、その家庭に寄り添った支援

不安や心配ごとがある子どもやその家庭に、関わる人たちと一緒に寄り添い、状況に応じた支援を行います。

現状・課題

児童虐待相談対応件数が年々増加傾向にあり、相談内容が複雑化・困難化している状況の中で、早期発見・早期対応のための体制強化が必要です。

また、虐待や親がいない等の場合に行う代替養育が必要な子どもたちに対しては、家庭的な環境を提供することが求められています。

ひとり親家庭は、生活上の様々な場面において困難を抱えることがあり、安心して子育てと仕事の両立ができるよう実情に応じた支援が求められています。

また、子どもたちが夢や希望が持てるように、子どもの貧困の解消に向けた対策を推進することが求められています。

このほか、妊娠・出産、子育てに不安を抱える妊産婦、医療的ケアが必要な子ども、特別な配慮を必要とする子ども、ニートやひきこもり、ヤングケアラー、様々な困難を抱えた子ども・若者やその家族に対して、関係機関と連携した切れ目のない支援が必要です。

(Ⅰ) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待への対応においては、一時保護や施設入所等の権限を有する専門的な相談機関である児童相談所とともに、住民に身近な地方公共団体として子どもや家庭に関する相談・支援を行う市町も重要な役割を担っています。

このほか、保育所・学校や警察、医療機関など、様々な関係機関がそれぞれの分野で重要な役割を果たしており、児童虐待防止対策の充実のためには、これらの機関が緊密に連携して取り組むことが重要です。

①児童虐待防止のための総合的な対策の推進

児童虐待の発生予防や早期発見、発生時における迅速かつ適正な対応のため、以下のような総合的な支援を推進します。

- ▶ 児童相談所の体制強化、職員の専門性の向上
- ▶ 市町における子ども家庭センターの整備、家庭支援事業の充実
- ▶ 警察との情報共有・連携による子どもの安全確保
- ▶ 要保護児童対策地域協議会の活用等による関係機関の連携
- ▶ 児童虐待問題への理解の醸成

【数値目標】

■こども家庭センターの設置市町数(市町)

| 現 状 (2024年) | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 4 | 13 | 16 | 20 | 20 | 20 |

(2) 社会的養育体制の充実

すべての子どもの育ちを保障するためには、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育体制の充実が重要であることから、様々な取組を進めていきます。

特に、代替養育が必要な子どもたちについては、家庭と同様の養育環境ないし良好な家庭的環境で過ごすことができるよう取り組んでいきます。

①県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障⁵の理念に基づくケースマネジメントを徹底することを通じて、子どもの最善の利益を図るため、市町、児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設等の体制強化等による、社会的養育の体制整備に取り組みます。

②当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

一時保護や代替養育の当事者である子どもの権利を擁護するため、以下のことに取り組みます。

・意見聴取等措置

在宅指導、里親等委託、施設入所等の措置、一時保護の決定等を行う際、児童相談所が児童の意見又は意向を聴取します。

・こどもアドボカシー⁶（意見表明等支援）

子どもの福祉に関し知識又は経験を有する第三者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により子どもの意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所や施設など関係機関との連絡調整等の支援を実施します。

・子どもの権利擁護に係る環境整備

施設入所等の措置及び当該措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に關し、佐賀県社会福祉審議会（児童福祉専門分科会児童処遇部会）による調査審議・意見具申を実施します。

⁵ パーマネンシーは「継続性・永続性」という意味。社会的養育におけるパーマネンシー保証は「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障」と定義されている。

⁶ 子どもの声を聴き、子どもが意見を表明する支援を行う活動。

③市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

家庭への支援を強化し虐待の発生を未然に防ぐため、市町の役割は一層重要となつてることから、こども家庭センターの設置や家庭支援事業の実施など、市町のこども家庭支援体制の構築を支援します。

・市町の相談体制の支援に向けた県の支援・取組

すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し一体的に相談支援を行う機関である市町のこども家庭センターが、令和8年度末までに県内全20市町に設置されるよう支援します。

・市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

市町が行う子育て世帯訪問支援事業、子育て短期支援事業等の家庭支援事業について、市町における必要な事業量や取組状況等について把握の上、適切な支援を行います。

・児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

地域のこどもに関する問題について家庭等からの相談に応じる児童家庭支援センターが児童相談所からの在宅指導措置委託や市町からの家庭支援事業の委託を受けることができるよう機能強化を図るとともに、児童相談所との連携強化に取り組みます。また、未設置地域への新規設置等についても検討を行います。

④支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

妊産婦等生活援助事業により、生活に困難を抱える特定妊婦等への相談支援及び一時的な住まいを提供するとともに、支援対象者の把握や地域生活を支援する観点から、市町及び保健福祉事務所との連携を強化します。

⑤各年度における代替養育を必要とすることも数の見込み

保護者がいない、あるいは虐待されている等の理由から里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要である人の年度ごとの見込み数は、下記のとおりです。

■各年度における代替養育を必要とすることもの人数の見込み(人)

| | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 3歳未満 | 24 | 23 | 23 | 23 | 22 |
| 3歳以上就学前 | 26 | 26 | 25 | 25 | 24 |
| 学童期以降 | 130 | 127 | 125 | 121 | 120 |
| 計 | 180 | 176 | 173 | 169 | 166 |

⑥一時保護改革に向けた取組

一時保護は、安全を確保するためにこどもを一時的に家庭等の養育環境から離すものであり、こどもにとっては養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものであることから、一時保護されたこどもに対しても、理由や目的などを丁寧に説明するとともに、安全・安心な環境で適切なケアが提供されるようにします。

なお、一時保護施設の設備及び運営に関する基準や一時保護ガイドラインを踏まえ、引き続き、一時保護全般にわたる検証や体制整備を図ります。

⑦代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

代替養育されているこどもについては、まずは家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討する必要があります。

・児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

支援を必要とする家庭等に対しては、家庭維持のための最大限の努力を行いつつ、代替養育となった場合も、こどもの意向や状況等を踏まえながら、家庭に対する支援を最大限に行って、家庭復帰を目指します。

こどもの家庭復帰が難しい場合は、親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に向け、積極的に取り組んでいきます。

・親子関係再構築に向けた取組

親子関係再統合支援事業により、分離して生活している親子のほか、在宅で生活する親子も対象として、家族の状況や課題等に応じ、関係の修復や再構築のための支援を推進していきます。

なお、親子関係再構築支援は、こどもの最善の利益を実現するためにこども、親、家族、親族等に対して行う総合的な支援であり、児童相談所、市町や関係機関（里親・ファミリーホームや施設、児童家庭支援センター、医師や外部の専門家、民間団体等）、県の他部署等が連携して、重層的・複合的・継続的な支援を行える体制を構築していきます。

・特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

棄児、保護者が死亡したこどもや、長期間にわたり親との交流がないこども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が困難なこども等については、特別養子縁組等の検討対象とし、実際の縁組にあたっては、実親との関係がこどもにとってどのような意味を持つのかを含め、十分なアセスメントとマッチング等を行います。

⑧里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

代替養育を必要とする子どもについては、より家庭に近い環境で養育されるよう、里親及びファミリーホームへの委託を推進します。

・里親・ファミリーホームへ委託する子どもの人数の見込み等

計画期間における里親等委託率、登録率、稼働率の目標を下記のとおり設定し、里親・ファミリーホームへの委託の推進に取り組みます。

なお、数値目標の達成のために、機械的に措置が行われてはならないことに留意します。

【数値目標】

■里親等委託率(%)

| | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 3歳未満 | 55.0 | 60.0 | 65.0 | 70.0 | 75.0 |
| 3歳以上就学前 | 63.0 | 66.0 | 69.0 | 72.0 | 75.0 |
| 学童期以降 | 46.1 | 47.1 | 47.8 | 48.9 | 50.0 |
| 計 | 49.4 | 51.7 | 53.2 | 55.0 | 57.0 |

■登録率(%)

| | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 登録率 | 155.0 | 158.5 | 161.3 | 165.1 | 168.1 |

■稼働率(%)

| | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 稼働率 | 31.9 | 32.6 | 33.0 | 33.3 | 34.1 |

・里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

里親への包括的な支援が実施可能な体制を整備するために、計画期間内における里親支援センターの設置を目指すとともに、里親のニーズにあわせた研修の実施等による里親への支援体制の充実に取り組みます。

⑨施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

家庭では実施が困難な専門的ケアを要することもや、年長児で家庭養育に対する拒否感が強い等の理由で施設養育が適切である子どもに対しては、できる限り良好な家庭的環境、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、これらの設備への機能転換を引き続き推進します。

また、各施設が多機能化・機能転換を図り、その中でも専門性を発揮することで、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関としても重要な役割を担っていくことがで

きるよう、必要な支援を行います。

■施設で養育が必要な子どもの人数の見込み(人)

| | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 見込み数 | 91 | 85 | 81 | 76 | 71 |

■小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数(人)

| | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 施設数 | 3 | 4 | 4 | 4 | 5 |
| 入所児童数 | 21 | 24 | 24 | 24 | 30 |

⑩社会的養護自立支援の推進に向けた取組

代替養育を受けてきた子どもが高校卒業等を機に自立するに当たっては、家族や親族などの支援が期待できない中、対人関係、就労や住居、経済的な問題など、生活で生じる様々な問題に直面するケースも少なくないほか、これまで公的支援につながったことのない人でも同様の問題を抱えている場合があり、これらの人に対する支援の強化に取り組みます。

・自立支援を必要とする子どもの社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

自立支援を必要とする子どもの社会的養護経験者等数の見込みは以下のとおりであり、これらの人の実情把握に努めていきます。

■自立支援が必要な社会的養護経験者等数の見込み(人)

| | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 見込み数 | 171 | 193 | 216 | 239 | 262 |

・社会的養護経験者等の自立に向けた支援

令和4年改正児童福祉法により、児童自立生活援助事業について実施場所や年齢要件の弾力化が行われるとともに、社会的養護自立支援拠点事業が創設されたことを踏まえ、これらの事業の実施等を通じて社会的養護経験者等の自立支援体制の強化に取り組みます。

▶ 児童自立生活援助事業

代替養育を受けてきた子どもたちは、必要がある場合、入所措置等の解除後も、これまで暮らしていた里親・ファミリーホームや施設で生活を続け、あるいは他の施設に入所しながら自立支援を受けることができます。自立を図るために必要とすることもすべてが本事業を利用することができるよう、環境整備を進めます。

▶ 社会的養育推進拠点事業

措置解除者等のほか、虐待経験がありながらも、これまで公的支援につながらなかつた者等の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、交流、情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う社会的養育推進拠点事業について、更なる充実を図ります。

⑪児童相談所の強化等に向けた取組

児童虐待相談対応件数の増加に伴う児童福祉司及び児童心理司の配置基準の見直しに対応するために必要な人員の配置等により、児童相談所の強化に取り組みます。

また、児童相談所が定期的に第三者評価を受審することで、児童相談所の業務の透明化を図ります。

⑫障害児入所施設における支援

障害児入所施設におけるユニット化等によるケア単位の小規模化について、県内の施設の実情等を踏まえ、実施が可能か検討を行い、可能な範囲で小規模化に取り組みます。

(3) 妊娠・出産、子育てに不安を抱える妊産婦や小児慢性特定疾病児童等への支援

多胎家庭や未熟児、産後うつなど、妊娠・出産、子育てに不安を抱える妊産婦や小児慢性特定疾病児童等とその家族が安心して生活を送れるよう、関係機関との連携強化を図り、支援内容を充実します。

①妊娠・出産、子育てに関する支援の体制整備

妊娠・出産、子育てに不安や孤立感を抱える妊産婦や家族の支援のため、専門相談体制を強化します。また、適切な情報提供や臨床心理士によるカウンセリングの実施、外出困難な多胎家庭に対する外出支援等を行います。さらに、市町での産後ケア事業の推進に向け、市町と連携し、広域的な調整を図るほか、流産・死産を経験した方への支援も推進していきます。

②小児慢性特定疾病児童等レスパイト訪問看護事業などの推進

在宅で小児慢性特定疾病児童等を介護する家族に対し、自宅に訪問看護師を派遣し、医療的ケアを一定時間代行することで、介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

また、相談支援やピアカウンセリング、必要な情報の提供等により、小児慢性特定疾病児童等の健康の保持増進及び自立の促進を図ります。

③小児がん等の治療のための支援

遠方で入院治療等を受ける小児がん患者などの家族に対し、交通費の一部を助成する

ことで、患者家族の経済的負担の軽減を図り、安心して治療できる環境を整備します。

④母子保健に関する人材育成

母子保健従事者の専門性の向上とともに、市町保健師と連携して地域の妊産婦や乳幼児への家庭訪問や相談対応等を行い、健康をサポートする母子保健推進員の育成に努めます。

(4) 特別な配慮を必要とすることも・若者施策の充実

特別な配慮を必要とすることもが、地域の中で安心かつ快適に、自立した日常生活を送ることができる社会を実現するため、乳幼児期から学校卒業まで、一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

このため、通所支援・相談支援を行う事業所等の開設促進を図るとともに、障害児支援に携わる方の専門的知識や支援の質の向上のための人材育成を行い、身近な地域で効果的な支援を提供できる方を養成します。

また、発達障害（疑いを含む）のある子どもの支援について発達障害の診断や相談ができる体制の整備に引き続き取り組むとともに、診断前の支援として、発達障害児をもつ親や家族に対して、こどもとの接し方等を専門的に学べる環境を整備します。

①療育・教育体制充実のための児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の推進

障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う児童発達支援事業及び生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う放課後等デイサービス事業などの障害児通所支援サービスの充実を図ります。

②医療的ケア児、特別な配慮を必要とすることもへの支援

たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な子どもについて、県全域や各障害保健福祉圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るために協議の場を設置して、支援の実施・充実に取り組みます。

③市町立小・中学校における教職員の専門性向上

市町立小・中学校及び義務教育学校において、特別な配慮を必要とする児童生徒が増加しており、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援が受けられるよう、教職員等の専門性の向上を図ります。

④就労支援の充実

特別支援学校に在籍する生徒の就労を支援するため、就労支援コーディネーターの配置、高等部3年生の就職希望者を対象とした企業への委託訓練及び企業等と連携した作業学習等の実施により、現状の就職者率(42.9%:2024年3月現在)の維持を目指します。

また、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、公共職業安定所を中心に福祉・教育等関係機関と連携し、就職の準備段階から職場定着までの一貫したチーム支援を実施するほか、障害者就労支援コーディネーターが、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなど就労支援機関と連携し、就労移行支援事業所など一般就労を目指す福祉施設の利用者等の就労支援を行います。

(5) 困りごとがあるこども・若者とその家族への支援

子ども・若者支援地域協議会を中心に、ニートやひきこもりなど、様々な困りごとがあるこども・若者の社会参加や就労につながる支援を行います。

①地域における相談体制の充実・広報

こども・若者やその家族からの様々な悩みにワンストップで対応する佐賀県子ども・若者総合相談センターにおいて実効ある支援につなげることができるように、充実・強化を図ります。

②ヤングケアラー⁷への支援体制の充実

子ども・若者育成支援推進法の改正により、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラーが明記されたことを受け、研修等による正しい知識や対処方法の普及、実態把握と適切な支援へのつなぎ、相談窓口の利用促進等を通じ、一層の支援体制の充実を図ります。

③生活困窮者自立支援の推進

生活困窮者が有する課題は多様で複合的であるため、幅広く関係機関との連携体制を構築するとともに、包括的かつ継続的に支援を行うことが重要です。

このため、相談内容を問わずに様々な相談を受け止めるためのワンストップ窓口として設置している生活自立支援センターで相談を受けた後、その内容を適切にアセスメントした上で、相談者のための支援計画を作成し、関係機関と連携して包括的な支援を行います。

また、就労準備支援事業、家計改善支援事業や他制度による事業等との連携、地域にある社会資源の活用など、総合的な支援を展開することで生活困窮者の自立の促進を図ります。

⁷ 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

④不登校対策の強化

すべての児童生徒を対象とした魅力ある学校づくりと初期対応の充実とともに、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら社会的自立を目指した取組を推進します。

・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置

児童生徒が抱える様々な問題に対応するため、県内すべての公立学校の児童生徒が、スクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーによる支援を受けることができる体制を引き続き整備し、学校の取組だけでは解決することが困難な課題について、関係機関と連携した取組を強化します。

・訪問支援によるカウンセリングや学習支援

家から出ることができない不登校児童生徒に、訪問支援の豊富な経験とノウハウを有する民間団体の支援員等が、不登校児童生徒の自宅を訪問し、計画的・継続的にカウンセリングや学習支援等を行うなど、不登校の状況に応じた支援に取り組みます。

・学校生活支援員を配置

小中学校において、別室に児童生徒の相談や学習支援に当たる学校生活支援員を配置し、学級に入りづらくなった児童生徒や改善の兆しがある不登校児童生徒を支援します。

⑤ひきこもり支援対策の推進

佐賀県ひきこもり地域支援センター（さがすみらい）において、年齢を問わず、相談から社会参加や自立まで継続的に一貫した支援を行います。

また、ひきこもりについては、要因も様々であり、必要とする支援も対象者によってそれぞれ異なるため、関係機関が連携を図り、適切な支援機関へつなぐことができるよう、体制の整備に取り組んでいきます。

⑥いじめ防止対策

いじめは、人権の侵害であり、子どもの身体や人格を傷つけ、時として死に至らしめるものであることから、決して許されるものではありません。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは、どのこどもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりで取り組むべきものとして、組織体制の充実及び関係機関等との連携を図りながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び被害の最小化、再発防止へ向けた総合的な取組を推進します。

・実践的な事例研修会

いじめ問題に対する教職員の意識と対応力の更なる向上に取り組みます。

・学校の体制づくり

外部人材として元警察官等を活用するなど、関係機関等との連携により問題解決に取り組みます。

・相談窓口の設置

いじめ問題に悩む児童生徒及び保護者に対して、365日24時間対応の電話相談窓口を設置し、専任の相談員による相談対応に取り組みます。

⑦自殺対策の推進

自殺は様々な要因が複雑に関係しているため、各分野の関係機関のネットワークを充実させ、社会・経済的な視点を含む包括的な取組を行います。

特に、教育機関と連携し、学校において児童生徒が命の大切さを実感できる教育を推進するとともに、児童生徒の自殺予防につながる教育の実施に向けた環境づくりを進めます。

・自殺予防に関する普及啓発

若年層や若年層への支援に携わる関係者を対象とした自殺予防に関する普及啓発に取り組みます。

・ゲートキーパー養成、相談対応

悩んでいる人に気づき、話を聞き、必要な支援につないで見守るゲートキーパーの養成研修や相談事業に取り組みます。

⑧こころの悩みや思春期に関する相談支援

精神保健福祉センターでは、不登校やひきこもりなど思春期に関する相談や、薬物・アルコールなどの依存症に関する相談、つどい等を行っています。また、各保健福祉事務所でも、こころの悩み等に関する相談を行っており、これらに引き続き取り組んでいきます。

⑨外国につながることもの支援

外国につながることものたちが、学校生活を円滑に送り、学習に取り組めるように、日本語指導の工夫改善や支援体制の整備を進めていきます。

⑩困りごとがあるこども・若者やその家族を支援する担い手の育成と質の向上

困りごとがあるこども・若者やその家族に寄り添った支援をする指導者や相談員等を発

掘・育成するため、相談員等を目指す県内の大学生等を対象とした研修等を実施し、未来の担い手の育成に取り組みます。

また、困りごとがあるこども・若者やその家族への支援に関する理解を深めることにより、指導者の指導力向上を目指します。

⑪ニート等への就労支援等の推進

若者の自立においては職業的自立ができる就労につなげていくことが極めて重要です。

そのため、ニートを含む職業的自立がうまくできない若者を対象に、関係機関の総合的・継続的な連携による体制を構築します。

・若者サポートステーションによる若者の職業的自立支援

さが若者サポートステーション、たけお若者サポートステーションを設置し、地域の実情に応じた臨床心理士のカウンセリングによる心理面でのサポートや、その他必要な支援により、それぞれの状況に寄り添った支援を行い、若者の職業的自立を推進します。

・高校中途退学者の支援

効果的な支援を行うため、さが若者サポートステーション・たけお若者サポートステーション、学校等が連携協力の下、高校中途退学や卒業後の状況等に関する実態の把握に努めます。

高校を中途退学した若者の希望に応じ、きめ細かい対応を行い、状況に応じて、就労に向けた進学支援や就労支援を行います。

⑫子ども・若者総合相談センターの充実による自立支援体制の推進

佐賀県子ども・若者総合相談センターにおいて、困りごとがあるこども・若者とその家族を対象とした包括的な相談窓口として機能できる体制を推進します。

また、同センターを端緒に佐賀県子ども・若者支援地域協議会の構成機関をはじめとした地域の様々な関係機関・団体が連携し、困りごとがあるこども・若者とその家族を専門的に支援する体制を推進します。

・訪問支援（アウトリーチ）の充実

困りごとがあるこども・若者の中には、自ら相談機関に出向くことが難しいケースや、家庭環境を含め複合的な問題を抱えているケースが多くあることから、必要に応じて訪問支援を行い、家庭環境等も把握することにより、それぞれの状況に寄り添った伴走型支援を推進します。

⑬子ども・若者支援地域協議会の支援ネットワークの充実

困りごとがあるこども・若者とその家族に対して、その困難の内容・程度に応じ本人の意思を十分に尊重しつつ必要な支援を行うことが重要です。

関係機関・団体の連携による重層的な支援ネットワークとして設置している佐賀県子ども・若者支援地域協議会を通じて、相談者に継続的に寄り添い、社会的な自立に至るまでの切れ目ない支援を行います。

併せて、同協議会の主導的役割を果たす指定支援機関が中心となり、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの各分野における構成機関が個々のこども・若者に関する情報を適切に共有し、ネットワークが効果的に機能するように取組を推進します。

・佐賀県子ども・若者支援地域協議会と他協議会との連携強化

保護者に監護させることが不適当とされる場合や保護者の養育を支援することが必要と認められる18歳未満のこどもは、佐賀県要保護児童対策地域協議会において支援を行います。

そのような要保護支援を受けていたこどもに対して、18歳以上となった場合においても切れ目ない継続的な支援を行うために、佐賀県子ども・若者支援地域協議会と佐賀県要保護児童対策地域協議会との一層の連携強化を推進します。

(6) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の親は、家計、仕事、家事、子育て、子どもの教育などをひとりで担うことが多く、生活上の様々な場面において困難を抱えることがあります。

特に、家計において困難を抱えることがあり、子どもの生活や学習、親の就労や健康状態など多方面に影響を与えることがあります。

そのため、ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長を促し、生活の安定と向上を図ることができるよう、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保支援、経済的支援を推進し、個々のひとり親家庭に寄り添った支援に取り組みます。

①子育て・生活支援

ひとり親家庭の親が働きながらでも安心して子育てを行うことができ、ひとり親家庭であっても子育てしやすいと実感してもらえるような環境づくりに取り組みます。

・子育てしながら働きやすい環境づくり

ひとり親家庭の子どもが優先的に認定こども園や保育所、放課後児童クラブを利用することができる取組や、親の事情に応じて休日や通常の保育時間外においても、子どもを預けることができる取組を推進します。

・生活援助・保育サービスの提供

ひとり親家庭における家事や子育てなどの困りごとに対しても、支援員を派遣し、生活援助・保育サービスの提供を行います。

・相談支援体制の強化

社会的に孤立することがあるひとり親家庭からの生活や子育て、仕事などの様々な悩みごとに対して、個々の相談者に寄り添い、適切な相談対応・情報提供・助言を行う母子・父子自立支援員等による相談支援体制を強化します。

また、生活を送る上で有益な情報に関する講習会の開催や情報発信等を推進します。

・子どもの学習支援

家庭の事情から生活や学習に関する習慣の定着が薄くなることがあるひとり親家庭の子どもに対して、ボランティアによる学習支援や進路相談支援などを推進します。

②就業支援

ひとり親家庭が就労による収入を安定的に確保し、経済的な自立を図るため、非正規雇用ではなく、常時雇用により就業してもらえるよう、就業に関する各種相談支援や就業支援、職業能力の向上など、ひとり親家庭の状況に応じた支援に取り組みます。

・求職活動から就業後までの支援

県が設置する、ひとり親家庭サポートセンターにおいて就業相談支援や自立支援計画の策定を行い、また公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、切れ目のない就労支援を推進します。

・資格取得に向けた支援

より高い就労収入が得られる職への就業や転職に有利な資格の取得につながる講習会を開催し、また、教育訓練講座の受講や一定の資格取得を目的とする養成機関へ修業する場合における経済的な負担軽減を図る支援を推進します。

③養育費の確保支援

婚姻関係の有無に関係なく、子どもの利益を最も優先して考慮することが父母の責務として民法に規定されており、離婚後における子どもの生活と健やかな成長に欠かすことのできない養育費について、その取決め及び継続的な支払いがなされるような支援に取り組みます。

・養育費や共同親権に関する理解促進

養育費の取決めの重要性や具体的な取決め方法等に関する普及啓発活動を推進しま

す。

・相談体制の強化

離婚後の親権、養育費、親子交流などの取決めや離婚全般に関する悩みや懸念について、法律的な観点からの適切なアドバイスを得られるように、弁護士等による法律相談の実施などの相談体制を強化します。

養育費の将来にわたる継続的な受け取りを確保できるよう、養育費の取決め段階から公正証書等の債務名義を作成しておくことなどの支援を推進します。

④経済的支援

ひとり親家庭が経済的に安定かつ自立した生活を送ることが可能となるよう、経済的支援及び負担軽減に取り組みます。

・経済的自立の促進

ひとり親家庭が利用できる経済的な支援策について情報提供を行うとともに、児童扶養手当等の給付、各種資金の貸付等を実施し、ひとり親家庭の生活基盤の安定を図る支援を推進します。

・医療費の助成

ひとり親家庭の親子等が安心して医療を受けることができ、健やかで安定した生活を送ることができるように、医療費の一部を助成することによる経済的負担の軽減を図る支援を推進します。

(7) こどもの貧困対策の推進

すべてのこどもたちが、現在から将来にわたって、自らの夢や希望を持って、健やかに成長できる社会を実現するため、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援、民間団体の活動の支援により、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進します。

また、こどもの利益を最優先に、子育てや貧困を家庭のみの責任とすることなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、県民、関係団体、行政がこれまで以上に連携・協力し、それぞれの特性を活かして一体的に取り組んでいきます。

また、昨今の物価高騰による生活基盤への影響が懸念される中、こどもたちが夢や希望を失うことがないように、全力を挙げて取り組んでいきます。

①教育の支援

経済的な境遇に左右されることなく、こどもが自らの夢や希望に向かって教育の機会を

享受することができるよう、以下のような教育の支援に取り組みます。

・地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校

支援が必要な子どもたちを早期の段階で把握し、引き続き教育の機会を享受するための生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフによる相談支援体制の充実を図っています。併せて、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校を窓口として家庭、地域、放課後児童クラブや福祉関係機関、外国人支援機関、CSO等との連携を進めます。

・生活困窮世帯等への学習支援

家庭の事情から生活や学習に関する習慣の定着が薄くなることがある生活困窮世帯等の子どもに対して、これらの基本的習慣を習得させる取組、ボランティアによる学習支援や進路相談支援など、子どもの生活面・学習面の向上を図る取組を推進します。

・教育費負担の軽減

それぞれの夢や希望に向かって、意志を有する子どもが、その境遇や家庭の経済状況によって、修学の継続や進学を断念することなく、安心して教育を享受し続けることができるよう、支援の必要な子どものいる家庭に対して、就学に係る教材費や給食費等の援助などの各種支援制度についての情報提供等を行い、経済的支援や経済的負担の軽減を図る取組を推進します。

②生活の安定に資するための支援

生活困窮の状況にある家庭や子どもは、経済的な困窮のみならず、心身の健康、家庭、人間関係など複合的で多くの困難を抱えていることが多く、また、地域社会からの孤立などにより、必要な支援を受けることができずに、一層困難な状況に陥りやすい可能性があります。

生活困窮の状況にある家庭や子どもが社会的に孤立することなく、貧困が世代を超えて連鎖することができないように、子どもとその保護者の生活の安定に資するための支援に取り組みます。また、子どもの心身の健全な成長のために、親の妊娠・出産期からの良好な環境の整備に取り組みます。

・保護者及び子どもへの生活支援

複合的課題を抱える生活困窮世帯に対して、自立相談支援機関による包括的かつ伴走的な相談支援に取り組むとともに、必要に応じて就労準備支援、家計改善支援についても取り組み、子どもを含む生活困窮世帯の社会的自立に向けた一体的な支援を推進します。

様々な理由により、親元で生活することができない子どもが、家庭の温もりの中で安心して健やかに成長できるように、里親やファミリーホームにおいて生活できる取組を促進し、また、児童養護施設等の入所児童及び退所児童が、安心して社会に巣立ち、自立した生活

を送ることができるように、退所後の生活基盤となる居場所の確保支援や進学・生活・就業に向けた相談支援、経済的負担の軽減を図る取組等を推進します。

③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親家庭の親を含む生活困窮の状況にある家庭が就労による収入を安定的に確保するため、個々の家庭の状況に応じた就労支援を行うとともに、職業生活の安定と向上を図ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

④経済的支援

就労による所得だけでは自立した生活を送ることが困難な家庭に対して、各種手当などの公的支援を組み合わせることで家庭の生活基盤を下支えし、貧困が世代を超えて連鎖することがないように取り組みます。

子どもの修学に要する経済的負担の軽減を図る取組、就労支援における家庭の収入改善を図る取組、個々の家庭が置かれている状況に応じた児童扶養手当等の必要な経済的支援を着実に実施することによって、家庭の生活基盤の安定を図るとともに、より効果的に家庭の自立促進が図られるよう取組を推進します。

すべての子どもが安心して医療を受け、また、生活困窮の状況にある家庭の子どもや保護者であっても適切に医療を受けることができるよう、医療費の経済的負担を軽減する取組を推進します。

⑤民間団体の活動の支援

地域の大人たちの見守りの中で、子どもたち誰もが安心して過ごすことのできる子どもの居場所の取組、生活困窮の状況にある家庭に対する宅食支援、困難な問題を抱える女性への相談支援など、民間団体の活動やこれを支えるCSO等の取組など、子どもたちや地域を想い、志をもって活動する民間の力を生かし、地域全体で子どもを見守り支え合う佐賀らしい環境づくりを支援します。

3 自らが進む将来のライフプランを叶える環境づくり

すべての人が、自ら思い描く様々な幸せのカタチを大切にし、それが実現できる環境づくりに取り組みます。

現状・課題

若い世代の価値観や生き方が多様化している中、若い世代が将来に明るい展望を持ち、自分らしく社会生活を送ることができるよう、早いうちに必要な知識を身に付け、将来のライフデザインを考える機会を持つことが重要です。自らが描く結婚や出産、仕事などそれぞれのライフプランを叶えるため、社会全体で応援する環境づくりを行う必要があります。

また、共働き世帯が増加しており、その両立を支援していくことが重要であるため、男性の家事、子育てへの参画を促進する必要があります。

未婚化、晚婚化などの影響による少子化が進んでおり、不妊症や不育症に悩む夫婦も増えています。また、核家族化等による孤立した子育ても課題となっています。安心してこどもを妊娠・出産し、健やかに育てるための、妊娠期から産後までのライフステージを通じた支援が求められています。

(1) 若い世代が描くライフプランを応援

市町や企業、CSOと連携しながら、若い世代が早いうちにライフプランを描くことができ、希望する誰もが安心して結婚や子育てができるよう、出会いの機会の創出や男女共同参画の機運の醸成を行います。

①将来のライフプランを考える機会を創出

若者が仕事・結婚・出産、子育て等の将来の様々なライフイベントについて、リアリティをもって深く考え、希望をもってライフデザインを描くことができるよう、子育て家庭・こどもとのふれあい体験やライフデザインセミナーなど、結婚や子育て等に対して理解を深め前向きに捉えてもらうための機会を創出します。

②出会い・結婚の応援

結婚を希望する方が、その希望を叶えられるよう、出会いの機会を創出します。

・さが出会いサポートセンターの充実

大人数での婚活イベントは苦手、一人の人とじっくり話したいという独身男女の出会いを「さが出会いサポートセンター」が支援します。会員制によるお見合い、婚活イベントやセミナーを実施し、また結婚に関する相談等に対応します。

・婚活イベントの情報提供

市町や民間団体等が実施している婚活イベントについて、子育てし大県“さが”ポータルサイトで情報提供します。

・出会い系結婚応援企業の登録促進

県内の企業・団体に、結婚を希望する従業員を応援する「出会い系結婚応援企業」への登録を促進し、出会い系や結婚に関する情報提供や理解促進に向けた企業向けセミナーなどを実施します。

③若者の就労等支援の充実

若い世代が、自らの適性に応じて希望する就職ができ、安定した雇用につながるよう支援します。

・若年層への就職と正社員化の支援

ジョブカフェSAGAにて提供している、職業適性診断、キャリアカウンセリング、面接指導、セミナー、合同企業説明会及び併設のさが若者サポートステーションやヤングハローワークSAGAとの連携強化等を通じて若年者の就職を支援します。

また、就職後のアフターフォローの充実等のきめ細やかな対応を通じて、若年層の正社員化を支援します。

・職業能力開発

県立職業能力開発施設である佐賀県立産業技術学院において、県内産業界のニーズに即した施設内訓練の実施、就職支援及び在職者訓練の強化等に取り組みます。

④男女共同参画の推進

性別役割分担の考え方によらず社会のあらゆる分野において、誰もが自らの意思に基づき、個性や能力を發揮することができるよう、男女共同参画センターと連携し、セミナーなどの実施や啓発を通じて、男女共同参画の気運の醸成等の取組を進めます。

妻の妊娠期から夫婦で家事、子育てを担う意識を高めるため、プレパパ向けの育児体験会の開催や啓発冊子の配布により、男性の意識改革に取り組みます。月経や更年期など、女性の健康課題への理解を深める取組等を進めるとともに、経済団体等と一体となって女性の活躍を推進していきます。

(2) 妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援

妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援を行います。

①妊娠・出産に関する正しい知識の普及

若い世代が、男女ともに自らの体と向き合い、健康を意識して生活を行うよう、正しい知識の普及啓発を図ります。

- ▶ こころと体の健康、悩みに関する関係機関の連携強化、相談・サポート体制の整備
- ▶ 性の健康教育指導者の研修の実施等、性に関する指導の充実
- ▶ 県ホームページ等による性に関する正しい知識の普及啓発
- ▶ プレコンセプションケア⁸に関する普及啓発
- ▶ エイズ予防教育の推進

等の取組を進めます。

②妊娠・出産、子育ての不安の解消

子育て支援アプリを活用し、いつでも相談でき、必要に応じて専門職への相談や、市町保健師の支援につながる体制整備を図ります。また、地域の母子保健推進員やボランティア団体等の身近な子育て経験者等による家庭訪問や交流活動など、市町とも連携しながら、安心して妊娠・出産、子育てできる環境を整えます。

③こどもを望む方への支援

不妊・不育に関する相談や支援体制の整備を図るとともに、里親制度の周知や支援を行います。

・不妊・不育に関する相談・支援

不妊・不育専門相談センターにおいて、専門医による助言、カウンセラーによる精神的なケア、講演会・研修会の開催を通じた情報提供を図るとともに、だれでも気軽に不妊・不育に関する支援が受けられる体制をつくっていきます。

また、不妊治療のうち、有効性や安全性が確認された基本治療は、公的医療保険制度が適用されましたが、先進医療に係る費用は保険適用外のため、治療による経済的負担は大きい状況です。そのため、希望する治療がより受けやすくなるよう、先進医療による治療に係る費用の一部に対して、県独自の費用助成を行います。

さらに、不育の検査・治療を必要とする方についても、県独自の費用助成を行います。

⁸ 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すこと。

・里親制度の周知と支援

こどもを望む方にとっては、里親になることも、選択肢として考えられます。県では、広報・啓発活動を通じて里親制度の周知を図るとともに、マッチングや研修、定期的な訪問等のサポートを行います。

(3) 母子の疾病の早期発見・早期治療による、障害や疾病の重症化の防止

母子の疾病の早期発見・早期治療により、障害や疾病の重症化を防ぎます。

①母親や子どもの健康の確保

母親や子どもの健康の確保のため、安心して産み育てる体制を充実します。

・総合周産期母子保健医療センター指定の取組

周産期医療の分野は、引き続き一般産科医療、地域の周産期医療及び総合的な周産期医療が連携し、県民が安心してこどもを産み育てることができることを目指します。

特に、正常分娩等に対する医療提供体制を確保すること、高度な医療提供体制を充実させることが重要であることから、

- ▶ 医師修学資金の活用及び医療勤務環境の改善等による産科医師の確保を図ること
- ▶ 周産期母子医療センターによる24時間の高度な医療提供体制を充実させることを重要施策として取り組みます。

・妊娠婦・乳幼児健康診査や検査等による健康管理

妊娠婦や乳幼児の疾病の予防、早期発見・早期治療を目的として、妊娠婦及び乳幼児健康診査、先天性代謝異常等検査等の受診勧奨や、各健康診査の充実を図るとともに健診後のフォローアップ体制の充実を推進します。

このほか、

- ▶ 疾病予防のための知識の普及や保健指導の充実及びむし歯や歯周病等の歯科疾患に係る歯科口腔保健の取組の推進
- ▶ 妊娠中の喫煙及び家庭における受動喫煙の影響(乳幼児突然死症候群(SIDS))等についての啓発等の取組を進めます。

②小児医療等の充実

こどもの症状に応じた医療提供体制が整備され、こどもがすくすくと健やかに成長できる環境を目指します。

・小児科医の確保・小児期救急医療体制の整備

一般小児医療・高度な小児医療を担う医師を確保し、安定的な医療提供体制を確保す

ることが重要であることから、

- ▶ 医師修学資金の活用及び医療勤務環境の改善等による小児科医師の確保
- ▶ 小児地域医療センターや小児中核病院における医療提供体制の確保
- ▶ 小児在宅医療等の医療的ケア児等を地域で支援できる体制の確保

を重要施策として取り組みます。

【計画の根拠となる各法律等の概要】

○こども基本法（第10条第1項）

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

○次世代育成支援対策推進法（第9条第1項）

都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

○子ども・子育て支援法（第62条第1項）

都道府県は、基本指針に即して5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

○子ども・若者育成支援推進法（第9条）

都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(「都道府県子ども・若者計画」)を作成するよう努めるものとする。

○成育医療等基本方針に基づく計画策定指針（厚生労働省通知）

都道府県は、域内市町における成育医療等の提供に関する施策に係る状況を把握するだけでなく、市町村間の健康格差の状況、全国の成育医療等の提供に関する施策の実施状況との比較等、広域的かつ専門的な視点から都道府県内の課題の把握等を行い、計画を策定すること。

○母子及び父子並びに寡婦福祉法（第12条第1項）

都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

○こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条第1項）

都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

○都道府県社会的養育推進計画策定要領（こども家庭庁通知）

都道府県等は、都道府県社会的養育推進計画の策定要領を踏まえ、計画期間（令和2～11年度）における数値目標と達成期限等を定めた計画を策定すること。

